

令和3年7月2日

保護者の皆様へ

沖縄県立球陽高等学校長  
(公 印 省 略)

## 令和3年度奨学のための給付金の支給に関する手続きについて

平成26年度の入学者から、生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。受給要件に該当する保護者等は、事務室から申請書類一式受け取りまたは学校HPよりダウンロードをお願いします。

**1年生で一部給付申請をした世帯も今回の該当者は再度申請が必要です。**

書類受け取り後の提出期限：令和3年7月30日（金）提出期限厳守

1. 給付対象者：平成26年度以降の入学者

①生活保護（生業扶助）受給世帯

②保護者等（親権者）全員が道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯

③家計急変により保護者等（親権者）全員の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税相当世帯

②→親権者全員の市町村民税所得割額が0円の世帯が対象です。  
(対象外) 親権者のうち1名が0円の世帯

③→新型コロナウイルスの影響等により家計急変の世帯も対象です。

2. 留意事項

(1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。

(2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。

(新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援については除く)

### <沖縄県外に在住の方>

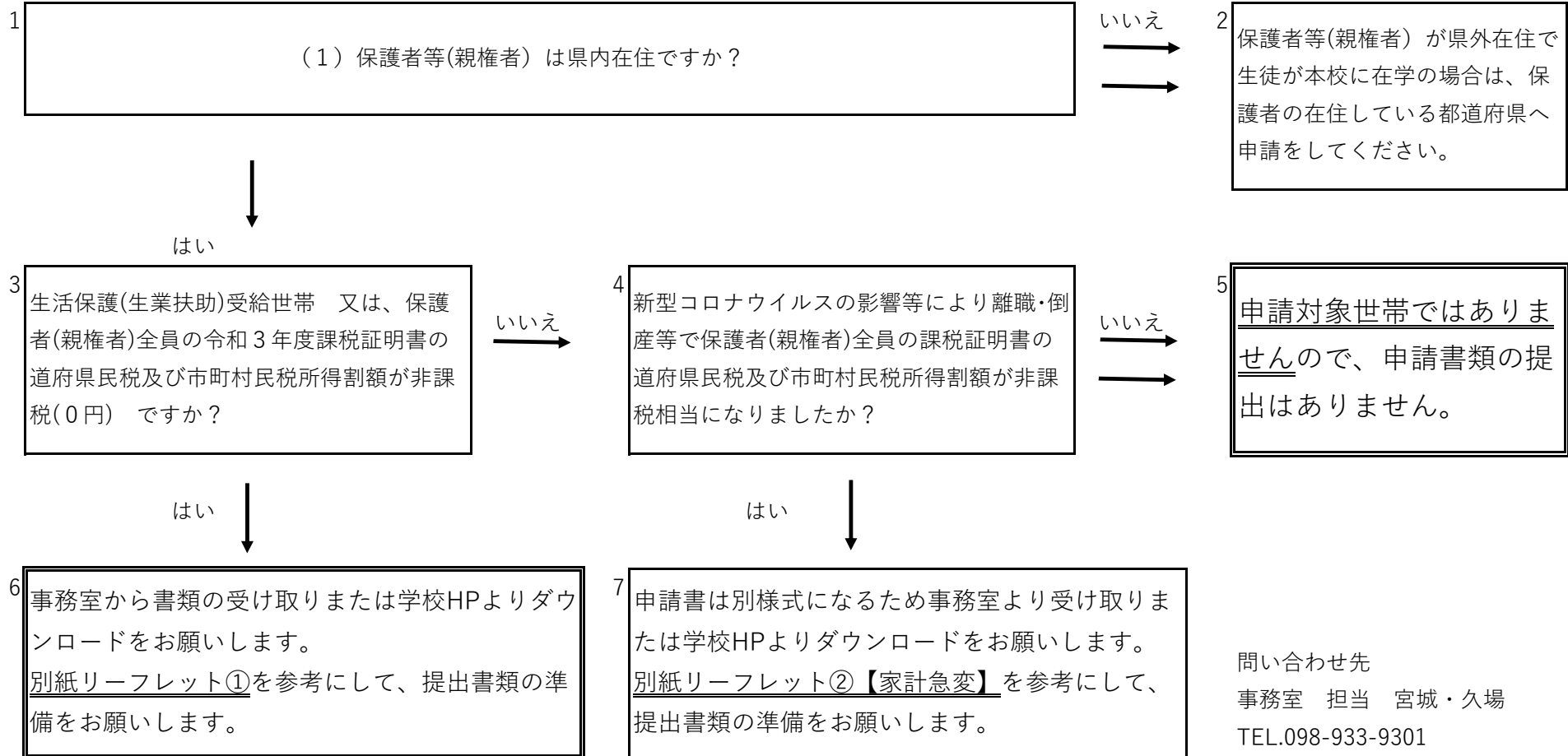
この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 球陽高等学校 事務室  
担当者 宮城・久場 TEL: 098-933-9301  
【事務室窓口 8:30~17:00】

# 令和3年度奨学のための給付金の支給に係るフローチャート図

●給付金申請について、下記のフローチャート図を参考に申請の有無を確認し、書類の準備をお願いします。

**必要確認書類 : 令和3年度課税証明書**



## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和3年度の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



### ○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500円

### ○提出書類

☆提出書類等確認表(チェック表)

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ②生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- ③健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④債権者登録申請書(別添様式)
- ⑤振込口座の通帳の写し
- ⑥委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)
- ⑦同意書(就学支援金制度の関係書類を利用することについて同意した場合)

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第1子	対象生徒が 第2子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②課税証明書		△	△
③生活保護受給証明書	△		
④健康保険証の写し			○
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※ 消せない筆記具(フリクションペン不可)で書類に記入してください。

○問い合わせ先

事務室 担当者 宮城・久場 TEL:098-933-9301

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和3年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

(1) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税世帯相当になっている。

(2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している

(3) 生徒が、高等学校等就学支援金または専攻科支援金の支給期間内である。

(4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。

(5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

(6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

### ○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	110,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	141,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	48,500円

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は申請の月の翌月からの月割額になります。

### ○提出書類

☆提出書類等確認表(チェック表)

①高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)

②健康保険証の写し(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)

③債権者登録申請書(別添様式)

④振込口座の通帳の写し

⑤委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式7)

⑥保護者等保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか

⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

課税証明書の写し(家計急変前)

会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)

税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)

⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載がある課税証明書等

※災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

※消せない筆記具(フリクションペン不可)で書類に記入してください。

家計急変で提出する際に追加が必要です。

### ○問い合わせ先

事務室 担当者 宮城・久場 TEL:098-933-9301